

生衛かごしま

Vol.54

発行・編集 (公財)鹿児島県生活衛生営業指導センター
鹿児島市新屋敷町16-213 TEL.099-222-8332

©K.P.V.B

ご挨拶

新年度を迎えて



(公財)鹿児島県生活衛生営業指導センター
理事長 肥後 辰彦

新任のご挨拶



鹿児島県くらし保健福祉部
部長 地頭所 恵

平素は、行政当局をはじめ関係機関の皆様、そして各生衛組合及び組合員の皆様には、当指導センター事業推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、生衛業を取り巻く環境は、地域の過疎化による消費の減少や少子高齢化、人手不足などにより厳しさが増しております。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、生衛業は、収益悪化と厳しい資金繩りに苦慮し、営業継続への危機感も一層増大しております。こうした中、鹿児島県生活衛生同業組合連合協議会では、鹿児島県知事に対して新型コロナウイルス感染症対策に関する要望を実施したところであります。

また、業界は、新型コロナウイルス感染症に加え、昨年10月から実施された消費税率改正及び軽減税率制度導入に伴う影響への対応や本年4月から改正健康増進法が全面施行されたことによる受動喫煙防止対策への取組も大きな課題となっております。

このため、指導センターでは、融資や税務相談、後継者育成支援、健康福祉対策事業等のほか、営業支援緊急対策事業、受動喫煙防止対策事業、生産性向上支援事業など新たな課題に取り組んで参ります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症という未曾有の難局を乗り越えなければなりません。引き続き生衛業の皆様と一緒に各事業に全力で取り組んで参りますので、皆様の積極的なご支援・ご協力をよろしくお願ひいたします。

本年4月1日に、くらし保健福祉部長に就任いたしました地頭所でございます。

生活衛生関係の営業に携わられる皆様におかれましては、日ごろから、経営の健全化や衛生水準の維持向上に御尽力され、県民の安全で快適な暮らしと衛生的な生活の実現に大きく貢献しておられますことに、深く感謝申し上げます。

令和2年1月から、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっている中、本県におきましても、県民生活や県経済へ大きな影響が及んでいます。

世界保健機関(WHO)が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表するなど、先行きの見えない状況が続いております。生活衛生関係営業を取り巻く環境は、年々多様化・高度化するお客様のニーズへの対応を求められることに加えて、先行き不透明な状況の中で経営安定のために様々な対応を迫られるなど、さらに厳しい状況におかれております。

県といたしましても、県生活衛生営業指導センター及び各生活衛生同業組合と連携して、業界の振興、経営指導体制の充実強化に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策につきましても、引き続き、切れ目のない支援策を講じ、県民生活や本県経済への様々な影響への対応に全力で取り組んでまいりたいと考えております。生活衛生関係営業者の皆様方におかれましても、それぞれのお立場での御支援・御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、県生活衛生営業指導センターのますますの御発展と、組合員の皆様方の御健勝・御活躍を祈念しまして、新任のご挨拶といたします。

当指導センターの令和2年度事業計画

指導センターでは、令和2年度の事業計画及び予算等については、理事会の決議の省略を行い、3月25日みなし決議により承認されました。本年度も各生活衛生同業組合や関係諸団体と連携を図りながら、下記の事業を実施いたします。

I 企画・運営に関する事業

- 1 理事会・評議員会の開催、運営の適正化

II 補助金事業(生活衛生関係営業指導事業)

1 相談指導事業

- (1) 生活衛生営業相談室運営事業
- (2) 税務相談等事業
- (3) 地区生活衛生営業相談指導事業
- (4) 相談指導顧問設置事業
- (5) 経営指導員巡回指導事業
- (6) 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業
- (7) 相談支援連絡協議会事業



理事会の風景(12月)

2 情報化整備事業

- (1) 生衛業ネットワークシステムの有効活用
- (2) ホームページを活用した衛生水準の維持向上



相談支援連絡協議会の風景

3 後継者育成支援事業

- (1) 後継者育成支援事業企画・評価協議会の開催
- (2) 職場体験学習(インターンシップ)等の実施

4 健康・福祉対策推進事業

- (1) 衛生講習会等の開催

III 受託事業

- 1 日本政策金融公庫生活衛生融資一般貸付推薦書交付

- 2 クリーニング師研修会及び業務従事者講習会



- 3 経営特別相談員研修会の開催

- 4 経営状況調査、景気動向調査の実施

経営特別相談員研修会の風景

- 5 生産性向上ガイドライン・マニュアル更新事業の実施

IV 生活衛生同業組合育成に関する事業

- 1 生活衛生同業組合の振興計画の策定及び事業促進等の指導

- 2 機関誌「生衛かごしま」発行

- 3 生活衛生関係営業者の生活衛生同業組合加入促進

- 4 生活衛生功労者の表彰の推薦

- 5 衛生水準の確保・向上事業、「生活衛生同業組合活動推進月間」に係る各種事業の推進

V 標準営業約款登録に関する事業

- 1 「Sマーク」の周知、普及と登録促進

栄えある受賞おめでとうございます

受賞された皆様方の、長年にわたる生活衛生同業組合の組織強化と生衛業界発展のためのご尽力と、その顕著な功績に対しまして、敬意と感謝の意を表し、心からお祝い申しあげます。

令和2年春「旭日双光章」

吉村 勉

鹿児島県食肉生活衛生同業組合副理事長
鹿児島県食肉事業協同組合連合会副会長

令和元年度「厚生労働大臣表彰」

吉川 毎子 美容組合副理事長
石田 政美 すし商組合理事

令和元年度「中央会理事長表彰」

内園 重行 理容組合常任理事
末吉 豊光 公衆浴場業組合監事
前田 俊弥 喫茶飲食組合副理事長

令和2年度「鹿児島県知事表彰」

花増 修一 理容組合理事
湯前 靖志 理容組合理事
久永 清和 美容組合副理事長
上堂薦 睦夫 美容組合理事
田中 俊郎 喫茶飲食組合常務理事
肥田木 康正 飲食業組合理事長

研修会、講習会、意見交換会の実施

生衛組合役員等との協議会



令和2年2月3日、鹿屋市のホテルさつき苑にて、日本公庫鹿屋支店是澤支店長、是則融資課長と同支店管内の生衛組合役員等14名が出席、令和2年2月7日には川内市のホテルオートリにて、日本公庫川内支店浅沼支店長、吉川融資課長と同支店管内の生衛組合役員等16名が出席し、地域の生衛組合役員、経営特別相談員と日本公庫との更なる連携強化を確認して幅広い意見交換を行いました。

また、税理士法人さくら優和パートナーズの岩元耕児税理士に「令和2年度税制改正(案)」と「企業経営の現状と金融機関の動向」と題して講演をいただきました。

衛生水準確保向上推進会議



生衛組合員数の加入促進活動を推進し、衛生水準の確保・向上を図るために、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定めて、生衛組合の周知広報や加入案内等の活動を全国で展開しています。指導センターでは「衛生水準確保・向上事業」として行政機関の参加協力をいただき、一体となって「推進月間」の諸活動を支援しました。具体的な行動計画を定めるため第1回推進会議(R元.10.2)を開催し、第2回推進会議(R2.2.13)では、令和元年度実施結果の評価を行いました。広報・啓発事業の成果として52件の新規組合加入者の報告がありました。

衛生講習会



衛生水準の維持向上を図るため、新型インフルエンザなどの感染症防止対策とノロウイルスによる食中毒予防対策又は施設の衛生管理などに関する講習会を県下9会場で開催し、合計361名の方が受講されました。県内の各生衛組合と連携して開催することで、多くの生衛業関係者に最新情報を周知し、衛生意識の啓発を図りました。



クリーニング師研修・業務従事者講習



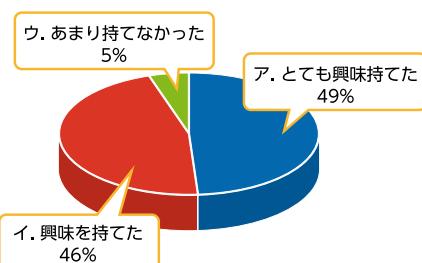
クリーニング業法に基づき、令和元年10月27日霧島市会場、令和2年2月2日鹿児島市会場の2会場でクリーニング師研修・業務従事者講習を開催しました。令和元年度から第11クールが始まり、県内2会場合計でクリーニング師52名、業務従事者23名が受講され、新しいテキストの下、最新事故事例やトラブル防止のポイントなど最新情報を学習していただきました。また、研修第2型(通信制)については、クリーニング師27名、業務従事者1名が受講されました。

後継者育成支援事業

若年層の生衛業に対する職業観の向上と生衛業の後継者確保対策として、令和元年度も各組合等のご協力をいただき、県内から35校、406名の生徒・学生の参加があり、9業種85店舗で職業体験学習を実施しました。

それぞれの店舗等で体験学習した仕事にとても興味を持った(49%)、将来の仕事としてやってみたい(42%)との意見や実習を通じてお客様とのコミュニケーションの大切さや接客の難しさを学んだとの声が多く寄せられました。

Q:仕事に興味が持てましたか?



店舗における職場体験学習



(理容業)

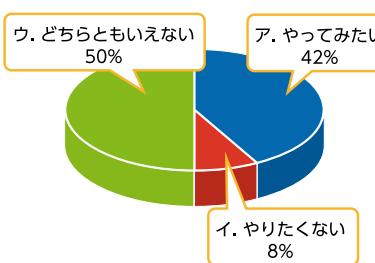


(美容業)



(飲食業)

Q:将来の仕事としてやってみたいですか?



店舗における集団職場体験学習



(すし商)



(喫茶飲食業)



(すし商)

出前授業

クリーニング師研修・業務従事者講習を受講しましょう

クリーニング師及び業務従事者(取次所を含む)の方は、消費者保護を目的として、新しい知識の習得や技術の向上を図るために、3年に一度は県知事が指定する研修・講習を受講することが義務付けられています。本年度は、県内各保健所の協力を得て下記のとおり開催を予定しています。該当される方は、必ず受講されるようお願いします。

1 会場における研修・講習(予定)

開催日	会場	場所
令和2年10月25日(日)	鹿屋市会場	リナシティかのや
令和3年1月31日(日)	鹿児島市会場	ポリテクセンター鹿児島

2 通信制の研修・講習(予定)(離島にお住まいの方や上記会場において受講できない方)

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切
令和2年 9月1日(火)	令和3年1月20日(水)	令和3年2月8日(月)

～理容店・美容店・クリーニング店・めん類飲食店・一般飲食店を営業の皆様へ～ Sマーク登録店になりましょう



安全・安心の目印Sマークとは？

Safety

安全であること

Sマーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入しています。

Standard

安心であること

Sマーク登録店は、標準的なサービスを提供出来るよう、提供する役務の内容、基準を細かに定めています。

Sanitation

清潔であること

Sマーク登録店は、衛生的なサービスを提供出来るよう、営業施設又は、設備についての基準を定めています。

Sマーク(標準営業約款)登録は、毎年2月と8月になります。

特典 日本政策金融公庫の融資(運転資金)の利率が軽減されます。

※登録を希望される方は、所属の組合又は指導センターまでお問い合わせください。

鹿児島県の 最低賃金

使用者も、労働者も、
必ず確認、最低賃金！



地域別最低賃金

時 間 額	効力発生日	適 用
鹿児島県 最低賃金 790円	令和元年 10月3日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、特定の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④精勤手当、通勤手当、家族手当

《ご存知ですか？最低賃金引上げ支援 業務改善助成金》

お問い合わせ先 鹿児島労働局雇用環境・均等室(☎099-223-8239) 又は
鹿児島働き方改革推進支援センター(鹿児島県社会保険労務士会内)☎0120-221-255)

鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/> 最低賃金テレフォンサービス☎099-223-8881

生活衛生同業組合だより～組合活動の紹介コーナー

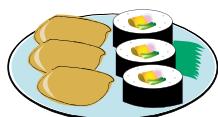
飲食業

後継者育成で「体験教室」を実施

飲食業組合では、後継者育成の一環として、元年11月24日に児童養護施設「たらちね学園」において、出張授業を実施しました。

第一部「手洗い体験教室」では、組合所属の手洗いマイスターにより手洗いの大切さを説明して、正しい手洗いを指導しました。

第二部「寿司づくり体験教室」では、小学生は「稻荷ずしづくり」を、中学生は「巻きずしづくり」を体験、子どもたちは、元気に楽しく学んでいました。



クリーニング

一緒に活動する青年部員募集！！

クリーニング組合青年部の魅力は、青年部にある多種多様な意見、情報、経験を通して、自分に足りないもの、必要なものを感じ、自分が店を営むときに店の色や個性を見いだすことができる。青年部は学びの場、自己投資をする場です。当然、勉強会や講習会、同年代の仲間との交流、他県との交流で様々な技術や情報も得られます。ぜひ、一緒に活動しませんか!!



社交飲食業

今年も「招福祭」を開催

社交飲食業組合では、今年も2月3日に組合員とお客様と一緒に、街の繁栄と皆様に福がくるようにと「節分の豆まき」を賑やかに行いました。



また、組合員や組合を応援していただいている協賛店、地元の町内会や関連団体の皆様方と一緒に、4月には「チャリティーゴルフコンペ」、10月には、町内会の方々と「安心・安全町づくり推進大会」の開催や年末には、綺麗な街で新年が迎えられるようにと「清掃活動」など様々なイベントを行いました。



公衆浴場業

「鹿児島湯巡帖スタンプラリー」18名が制覇!!

公衆浴場業組合では、組合員の店舗を掲載したガイドブック「鹿児島湯巡帖」を活用したスタンプラリーを実施しています。各浴場にオリジナルデザインのスタンプを備え、湯巡帖に押印してもらいます。

すべてのスタンプを集めた方には、「認定証」と「オリジナルスタンプ手ぬぐい」をプレゼントしています。令和元年度は、鹿児島市支部加盟店44浴場の湯巡りを42名の方が達成、離島を含めた県加盟店67全浴場を18名の方が制覇しました。



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り



設備投資・販路開拓



経営環境の整備



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

経済産業省新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネットマガジンの登録 → e-中小企業ネットマガジン で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



中小企業庁Twitterのフォロー → @meti_chusho で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



LINE公式アカウントのフォロー → @meti_chusho で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



持続化給付金に関するお知らせ

持続化給付金とは?

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

給付対象の主な要件

※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。

2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

3. 法人の場合は、
 ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

持続化給付金事業 コールセンター **0120-115-570**

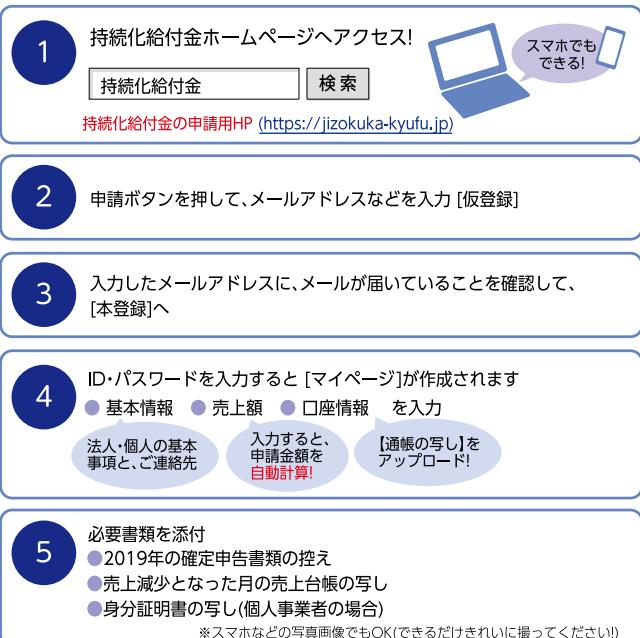
[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順



申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認
 ※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送/ご登録の口座に入金

生活衛生関係営業者への資金繰り支援について

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを支援するため、日本政策金融公庫において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を引き続き実施することとしており、既往債務の借換を含め、一部無利子・無担保とする支援策を講じる。

- ① 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近影響を受けた1ヶ月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少した生活衛生関係営業者
- ② 資金使途：設備資金、運転資金
※運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者が必要とするものに限る。
- ③ 貸付限度額：別枠6,000万円
- ④ 担保：無担保
- ⑤ 貸付利率：基準利率。ただし、当初3年間は3,000万円を上限に基準利率-0.9%、4年目以降基準利率
※基準利率1.36%（令和2年4月1日現在、貸付期間5年の場合）
- ⑥ 既往債務：新規貸付との合計3,000万円の範囲内で、当初3年間基準利率-0.9%、4年目以降基準利率
- ⑦ 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内
- ⑧ 据置期間：5年以内（設備資金、運転資金）

特別利子補給の実施

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った生活衛生関係営業者で、一定の要件を満たす者に対して、既往債務の借換を含め、借入後3年間の利子補給を実施し、実質無利子化する。

- ① 適用対象：「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った生活衛生関係営業者の中、以下の要件を満たす方
 - ア.個人事業主（小規模に限る）：要件なし
 - イ.小規模事業者（法人に限る）：売上高▲15%
 - ウ.中小企業者（上記アイを除く）：売上高▲20%
- ② 利子補給：ア.新規貸付分：借入後3年間、3,000万円を上限に発生した利息を全額利子補給する。
イ.既往債務の借換分：新規貸付との合計3,000万円の範囲内で、借換後3年間、利息を全額利子補給する。

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の拡充（新型コロナウイルス対策衛経）

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（通称：衛経融資）制度は、都道府県生活衛生営業指導センター等の実施する経営指導を受けている生活衛生関係営業を営む小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で貸付を実施するもの。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている生活衛生関係営業を営む小規模事業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス対策特枠として、以下の措置を引き続き実施することとしており、既往債務の借換を含め、一部無利子とする支援策を講じる。

（新型コロナウイルス対策特枠）

- ① 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高が5%以上減少した生活衛生関係営業を営む小規模事業者 ※生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた者。
- ② 資金使途：設備資金、運転資金
- ③ 貸付限度額：別枠1,000万円
- ④ 貸付利率：経営改善利率。ただし、当初3年間は経営改善利率-0.9%、4年目以降経営改善利率
※経営改善利率 1.21%（令和2年4月1日現在）
- ⑤ 既往債務：新規貸付との合計1,000万円の範囲内で、当初3年間経営改善利率-0.9%、4年目以降経営改善利率
- ⑥ 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- ⑦ 据置期間：設備資金4年以内、運転資金3年以内
- ⑧ 担保等：担保・保証人は不要
- ⑨ 経営指導：原則6ヶ月以上、都道府県生活衛生営業指導センター等の経営指導を受けていること
- ⑩ 利子補給：ア.新規貸付分：借入後3年間、1,000万円を上限に発生した利息を全額利子補給する。
イ.既往債務分：新規貸付との合計1,000万円の範囲内で、借換後3年間、利息を全額利子補給する。

（本体枠）

- ① 貸付限度額：2,000万円
- ② 貸付利率：経営改善利率 ※経営改善利率1.21%（令和2年4月1日現在）
- ③ 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- ④ 据置期間：設備資金2年以内、運転資金1年以内
(担保等は新型コロナウイルス対策特枠と同じ)

詳しくは、日本政策金融公庫のホームページの「新型コロナウイルスに関する相談窓口のご案内」をご覧ください。動画配信もあります。
ご相談は、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは日本公庫国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。

審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがあります。



お問い合わせ先

鹿児島支店	鹿児島市名山町1-26	099-224-1242
鹿屋支店	鹿屋市大手町2-19	0994-42-5141
川内支店	薩摩川内市西向田町5-29	0996-20-2191